



# 長野県報

12月28日(木)

平成18年

(2006年)

第1825号

## 目次

### 条 例

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(人事課) .....	4
勤労者福祉施設条例の一部を改正する条例(労働福祉課) .....	4
知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(医療政策課) .....	5
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく任意入院者の症状等の報告に関する条例(健康づくり支援課) .....	5
長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(会計課) .....	5
長野県学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(義務教育課) .....	5
高等学校設置条例の一部を改正する条例(高校教育課) .....	6
長野県白馬ジャンプ競技場条例の一部を改正する条例(スポーツ課) .....	6
認定こども園の認定の基準に関する条例(こども支援課) .....	6
長野県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(警務課) .....	8

### 規 則

事務処理規則の一部を改正する規則(行政改革推進課) .....	9
勤労者福祉施設規則の一部を改正する規則(労働福祉課) .....	9
県立病院管理規則の一部を改正する規則(県立病院課) .....	10
長野県白馬ジャンプ競技場管理規則の一部を改正する規則(スポーツ課) .....	10
職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則(人事委員会事務局) .....	11

### 告 示

土地収用法に基づく事業の認定(土地・景観課) .....	12
平成18年12月25日長野県議会定例会において認定された平成17年度歳入歳出決算及びこれに対する監査委員の審査意見(財政課) .....	13
平成18年11月22日専決処分した平成18年度補正予算の要領(財政課) .....	18
平成18年12月25日成立した平成18年度補正予算の要領(財政課) .....	18
土壤汚染対策法に基づく特定有害物質によって汚染されている区域の指定(水環境課) .....	19
園芸特産振興事業補助金交付要綱(昭和49年長野県告示第226号)の一部改正(園芸特産課) .....	19
道路の区域変更及び関係図面の縦覧(3件)(道路課) .....	20
道路の供用開始及び関係図面の縦覧(2件)(道路課) .....	21
土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域の指定(砂防課) .....	21
土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域の指定(砂防課) .....	21
土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域の指定(砂防課) .....	22
土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域の指定(砂防課) .....	22

### 公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請(NPO活動推進課) .....	22
特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請(NPO活動推進課) .....	22
特定調達契約に係る一般競争入札(情報政策課) .....	23
大規模小売店舗立地法に基づく聴取した意見の縦覧(産業政策課) .....	24
大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出及び届出書の縦覧(産業政策課) .....	24
大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出及び届出書等の縦覧(産業政策課) .....	25
家畜伝染病発生の報告(畜産課) .....	25
開発行為に関する工事の完了(3件)(建築管理課) .....	26
銃砲刀剣類所持等取締法に基づく講習会(生活安全企画課) .....	26

## 本号で公布された条例のあらまし

## ◇ 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（条例第55号）

1 人事委員会からの勧告に基づき、給料の特別調整額及び扶養手当について次のとおり改正するほか、所要の改正を行いました。

## (1) 給料の特別調整額

定率制から給料表別・職務の級別等の定額制に移行することとしました。

## (2) 扶養手当

3人目以降の子等に係る支給額を6,000円（現行5,000円）に引き上げることとしました。

2 この条例は、平成19年4月1日から施行します。

---

## ◇ 勤労者福祉施設条例の一部を改正する条例（条例第56号）

1 長野県勤労者福祉センターを、次に掲げる理由により、平成19年3月31日をもって廃止することとしました。

(1) 老朽化が著しく、多額の改修費用と運営管理費が必要となること。

(2) 利用者について、近隣の公共施設で受け入れが可能であること。

2 この条例は、平成19年4月1日から施行します。

---

## ◇ 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第57号）

1 医療法の一部改正により、診療所の病床の設置及び病床数等の変更について、知事の許可を要することとされることに伴い、医療計画に基づく圏域内の病床の適正配置の促進等の観点から、長野市に委譲する事務の除外規定について改正を行いました。

2 この条例は、平成19年1月1日から施行します。

---

## ◇ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく任意入院者の症状等の報告に関する条例（条例第58号）

1 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正に伴い、改善命令等を受けた精神科病院に入院する任意入院者の適切な処遇を確保するため、当該任意入院者の症状等に関する報告について、必要な事項を定めることとしました。

2 この条例は、公布の日から施行します。

---

## ◇ 長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（条例第59号）

1 地方自治法施行令第167条の17の規定により長期継続契約を締結することができる契約を次のとおり定めることとしました。

(1) 電子計算機その他の物品を借り入れる契約で、商慣習上複数年にわたり契約を締結することが一般的であるもの

(2) 庁舎の管理に係る契約その他の経常的かつ継続的に役務の提供を受ける契約で、翌年度以降にわたり契約を締結する必要があるもの

2 この条例は、公布の日から施行します。

---

## ◇ 長野県学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（条例第60号）

1 人事委員会からの勧告に基づき、給料の特別調整額について定率制から給料表別・職務の級別等の定額制に移行するほか、所要の改正を行いました。

2 この条例は、平成19年4月1日から施行します。

---

## ◇ 高等学校設置条例の一部を改正する条例（条例第61号）

- 1 高等学校改革プラン実施計画に基づく新たな高等学校の設置等に伴い、次のとおり改正を行いました。
    - (1) 飯山市に長野県飯山高等学校を、中野市に長野県中野立志館高等学校を、木曾郡木曾町に長野県木曾青峰高等学校を設置することとしました。
    - (2) 総合学科の開設に伴い長野県丸子実業高等学校の校名を長野県丸子修学館高等学校に変更することとしました。
    - (3) 魅力ある高等学校づくりの一環として長野県東部高等学校の校名を長野県東御清翔高等学校に変更することとしました。
  - 2 この条例は、平成19年4月1日から施行します。
- 

## ◇ 長野県白馬ジャンプ競技場条例の一部を改正する条例（条例第62号）

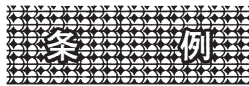
- 1 ジャンプ競技場のリフト利用料金について、他の体育施設との均衡を図り、利用者の応益負担の観点から、新たな料金区分を設けることとしました。
  - 2 この条例は、平成19年4月1日から施行します。
- 

## ◇ 認定こども園の認定の基準に関する条例（条例第63号）

- 1 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の施行に伴い、認定こども園の認定の基準を次のとおり定めることとしました。
    - (1) 職員の配置等
      - ア 保育に従事する職員の数
      - イ 保育に従事する職員の資格
      - ウ 学級担任の配置
      - エ 認定こども園の長の配置
    - (2) 施設設備
      - ア 建物及びその附属設備の設置
      - イ 園舎の面積
      - ウ 保育室、遊戯室、屋外遊技場、調理室、乳児室、ほふく室の設置及び面積
    - (3) 食事の提供
      - ア 食に関し配慮すべき事項
      - イ 外部搬入する場合の要件
    - (4) 教育及び保育に関する全体的な計画及び指導計画の策定とこれらの計画に沿った教育及び保育の提供
    - (5) 情報の積極的な共有等による小学校等との連携
    - (6) 職員の資質向上のための研修の機会の確保
    - (7) 子育て支援事業の実施
      - ア 地域の子ども及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設する事業の実施
      - イ 子育て相談事業の実施
    - (8) 管理運営等
      - ア 保育に欠ける子どもに対する保育時間
      - イ 開園日数及び開園時間
      - ウ 情報開示の実施
      - エ 評価及びその公表等
  - 2 この条例は、公布の日から施行します。
- 

## ◇ 長野県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（条例第64号）

- 1 人事委員会からの勧告に基づき、給料の特別調整額について定率制から給料表別・職務の級別等の定額制に移行するほか、所要の改正を行いました。
  - 2 この条例は、平成19年4月1日から施行します。
-



一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成18年12月28日

長野県知事 村井 仁

長野県条例第55号

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

一般職の職員の給与に関する条例(昭和27年長野県条例第6号)の一部を次のように改正する。

第12条の2第1項中「または」を「又は」に、「基き」を「基づき」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前項の特別調整額表に定める給料月額の特例調整額は、同項に規定する職を占める職員の属する職務の級における最高の号俸の給料月額の100分の25を超えてはならない。

第15条第1項中「のうち2人まで」を削り、「それぞれ」を「1人につき」に改め、「その他の扶養親族については1人につき5,000円」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。  
(平成23年3月31日までの間における給料の特例調整額に関する経過措置)
- 2 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年長野県条例第1号)附則第9項から附則第11項までの規定による給料を支給される職員のうちその者の受ける給料月額と当該給料の額との合計額が、その者の属する職務の級における最高の号俸の給料月額を超える職員についてのこの条例による改正後の一般職の職員の給与に関する条例第12条の2第2項の規定の適用については、平成23年3月31日までの間は、同項中「職員の属する職務の級における最高の号俸の給料月額」とあるのは、「職員の給料月額と一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年長野県条例第1号)附則第9項から附則第11項までの規定による給料の額との合計額」とする。  
(実施規定)
- 3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。  
(一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)
- 4 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年長野県条例第1号)の一部を次のように改正する。  
附則第12項中「(給与条例第12条の2第2項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)」を削る。

人 事 課

勤労者福祉施設条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成18年12月28日

長野県知事 村井 仁

長野県条例第56号

勤労者福祉施設条例の一部を改正する条例

勤労者福祉施設条例(昭和42年長野県条例第10号)の一部を次のように改正する。

第3条の表中

長野県勤労者福祉センター	長野市	を
長野県佐久勤労者福祉センター	佐久市	

「長野県佐久勤労者福祉センター | 佐久市」に改める。

第4条の見出しを「(利用の許可)」に改め、同条中「長野県勤労者福祉センターを使用しようとする者は知事の、その他の」を削り、「次条」を「、次条」に改める。

第5条中「長野県勤労者福祉センター以外の」を削る。

第6条中「前条の」及び「(以下「指定管理者管理福祉施設」という。)」を削る。

第7条、第8条第2号、第10条第2号及び第3号、第11条第1号から第3号まで及び第6号並びに第12条第3号中「指定管理者管理福祉施設」を「福祉施設」に改める。

第13条の見出しを「(利用料金の納付等)」に改め、同条第1項及び第2項を削り、同条第3項中「指定管理者管理福祉施設」を「福祉施設」に改め、同項を同条第1項とし、同条第4項を同条第2項とし、同条第5項中「別表第2」を「別表」に改め、同項を同条第3項とする。

第14条の見出しを「(利用料金の減免)」に改め、同条第1項を削り、同条第2項を同条とする。

第15条の見出しを「(利用料金の還付)」に改め、同条第1項を削り、同条第2項を同条とする。

別表第1を削り、別表第2を別表とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。  
(議会の議決に付すべき公の施設の利用及び廃止に関する条例の一部改正)
- 2 議会の議決に付すべき公の施設の利用及び廃止に関する条例(昭和39年長野県条例第16号)の一部を次のように改正する。  
第2条第2号を削り、同条第3号を同条第2号とし、同条第4号を同条第3号とし、同条第5号を同条第4号とする。

労働福祉課

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成18年12月28日

長野県知事 村 井 仁

#### 長野県条例第57号

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年長野県条例第46号）の一部を次のように改正する。

別表の4の項中「療養病床の設置及び療養病床の病床数」を「病床の設置並びに病床数及び病床の種類」に改める。

附 則

この条例は、平成19年1月1日から施行する。

医療政策課

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく任意入院者の症状等の報告に関する条例をここに公布します。

平成18年12月28日

長野県知事 村 井 仁

#### 長野県条例第58号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく任意入院者の症状等の報告に関する条例

（趣旨）

第1条 この条例は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）第38条の2第3項の規定により、法第22条の4第2項に規定する任意入院者の症状等の報告に関し必要な事項を定めるものとする。

（報告）

第2条 法第38条の2第3項に規定する精神科病院の管理者は、当該精神科病院に入院中の任意入院者の症状及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則（昭和25年厚生省令第31号。以下「省令」という。）第20条の5各号に定める事項について所轄保健所長を経由して、知事に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告（省令第20条の4第1号に該当する任意入院者に係るものに限る。）は、当該任意入院者が法第22条の3に規定する入院をした日の属する月の翌月を初月とする同月以後の12月ごとの各月にしなければならない。ただし、前項に規定する精神科病院の管理者となった日以後最初の報告については、同日の属する月の翌月にすることができる。

3 第1項の規定による報告（省令第20条の4第2号に該当する任意入院者に係るものに限る。）は、当該任意入院者が法第22条の3に規定する入院をした日から6月を経過した日の属する月の翌月にしなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

健康づくり支援課

長期継続契約を締結することができる契約を定める条例をここに公布します。

平成18年12月28日

長野県知事 村 井 仁

#### 長野県条例第59号

長期継続契約を締結することができる契約を定める条例

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の17に規定する条例で定める契約は、次に掲げる契約とする。

- 電子計算機その他の物品を借り入れる契約で、商慣習上複数年にわたり契約を締結することが一般的であるもの
- 庁舎の管理に係る契約その他の経常的かつ継続的に役務の提供を受ける契約で、翌年度以降にわたり契約を締結する必要があるもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

会 計 課

長野県学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成18年12月28日

長野県知事 村 井 仁

#### 長野県条例第60号

長野県学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

長野県学校職員の給与に関する条例（昭和29年長野県条例第2号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項中「基き」を「基づき」に改め、同条第2項中「特別調整前における」を「同項に規定する職を占める学校職員の属する職務の級における最高の号俸の」に改める。

第24条の3第1項中「教員特殊業務手当は、」の次に「教育職給料表(1)の適用を受ける教育職員が学生に対する研究指導に関する業務のうち任命権者が人事委員会と協議して定めるものに従事したとき及び」を加え、「、その業務」を「その業務」に改め、同条第2項中「において長野県教育委員会が知事及び人事委員会」を「において任命権者が人事委員会（教育職給料表(2)又は教育職給料表(3)の適用を受ける教育職員に対して支給する場合にあつては、知事及び人事委員会）」に改める。

附 則

（施行期日）

- この条例は、平成19年4月1日から施行する。

（平成23年3月31日までの間における給料の特別調整額に関する経過措置）

2 長野県学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年長野県条例第26号）附則第9項から附則第11項までの規定による給料を支給される学校職員のうちその者の受ける給料月額と当該給料の額との合計額が、その者の属する職務の級における最高の号俸の給料月額を超える学校職員についてのこの条例による改正後の長野県学校職員の給与に関する条例第16条第2項の規定の適用については、平成23年3月31日までの間は、同項中「学校職員の属する職務の級における最高の号俸の給料月額」とある

のは、「学校職員の給料月額と長野県学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年長野県条例第26号）附則第9項から附則第11項までの規定による給料の額との合計額」とする。  
（実施規定）

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

（長野県学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

4 長野県学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年長野県条例第26号）の一部を次のように改正する。

附則第12項中「学校職員給与条例第16条第2項（学校職員給与条例第16条の2第2項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）」を「義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例（昭和46年長野県条例第58号）第3条第1項」に、「学校職員給与条例第16条第2項中「調整前における」を「同項中「」に、「調整前における給料月額と」を「給料月額と」に改める。

義務教育課

高等学校設置条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成18年12月28日

長野県知事 村井 仁

**長野県条例第61号**

高等学校設置条例の一部を改正する条例

高等学校設置条例（昭和39年長野県条例第64号）の一部を次のように改正する。

別表の長野県飯山南高等学校の項の次に次のように加える。

長野県飯山高等学校	飯山市
-----------	-----

別表の長野県中野実業高等学校の項の次に次のように加える。

長野県中野立志館高等学校	中野市
--------------	-----

別表中  
「

長野県丸子実業高等学校
長野県東部高等学校

」を

「

長野県丸子修学館高等学校
長野県東御清翔高等学校

」に改め、同表の長野県木曾山林

高等学校の項の次に次のように加える。

長野県木曾青峰高等学校	木曾郡木曾町
-------------	--------

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

高校教育課

長野県白馬ジャンプ競技場条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成18年12月28日

長野県知事 村井 仁

**長野県条例第62号**

長野県白馬ジャンプ競技場条例の一部を改正する条例

長野県白馬ジャンプ競技場条例（平成4年長野県条例第36号）の一部を次のように改正する。

別表の1を次のように改める。

1 リフト

区 分	金 額	
一 般	1人1回について	230円
	1人半日について	500円
	1人1日について	1,000円
小・中学生	1人1回について	140円
	1人半日について	300円
	1人1日について	600円

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

スポーツ課

認定こども園の認定の基準に関する条例をここに公布します。

平成18年12月28日

長野県知事 村井 仁

**長野県条例第63号**

認定こども園の認定の基準に関する条例

（趣旨）

第1条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）第3条第1項第4号及び第2項第3号の規定により、認定こども園の認定の基準について定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 幼保連携型認定こども園 法第3条第2項の認定を受けた幼稚園及び保育所をいう。
- (2) 幼稚園型認定こども園 次のいずれかに該当する施設をいう。  
ア 法第3条第1項の認定を受けた幼稚園  
イ 法第3条第2項の認定を受けた幼稚園及び認可外保育施設（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第59条第1項に規定する施設のうち同法第39条第1項に規定する業務を目的とするものをいう。第4号において同じ。）
- (3) 保育所型認定こども園 法第3条第1項の認定を受けた保育所をいう。
- (4) 地方裁量型認定こども園 法第3条第1項の認定を受けた認可外保育施設をいう。

(認定の基準)

第3条 認定こども園の認定の基準は、別表のとおりとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(別表) (第3条関係)

第1 職員の配置等

1 次に掲げる数を合算して得た数(その数に1未満の端数があるときは、これを四捨五入する。)以上の保育に従事する職員を置くこと。ただし、常時2人を下回ってはならない。

(1) 満1歳に満たない子どもの数を3で除して得た数(その数に小数点以下1位未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)

(2) 満1歳以上満3歳に満たない子どもの数を6で除して得た数(その数に小数点以下1位未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)

(3) 1日に4時間程度利用する子ども(以下「短時間利用児」という。)のうち満3歳以上満4歳に満たない子どもの数を30で除して得た数(その数に小数点以下1位未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)

(4) 1日に8時間程度利用する子ども(以下「長時間利用児」という。)のうち満3歳以上満4歳に満たない子どもの数を20で除して得た数(その数に小数点以下1位未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)

(5) 満4歳以上の子どもの数を30で除して得た数(その数に小数点以下1位未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)

2 1に規定する保育に従事する職員のうち満3歳に満たない子どもの保育に従事するものは、保育士の資格を有する者であること。

3 1に規定する保育に従事する職員のうち満3歳以上の子どもの保育に従事するものは、幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者であること。

4 満3歳以上の子どもについては、短時間利用児及び長時間利用児に共通の4時間程度の利用時間において学級を編制し、各学級ごとに少なくとも1人の担当職員(6において「学級担任」という。)を置くこと。

5 4に規定する学級の1学級あたりの子どもの数は、30人以下を原則とすること。

6 学級担任は、幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者であること。

7 1人の認定こども園の長を置くこと。

8 認定こども園の長は、認定こども園が有する教育及び保育並びに子育て支援を提供する機能を総合的に発揮させるよう管理及び運営を行う能力を有する者であること。

第2 施設設備

1 法第3条第2項の幼稚園及び保育所等については、それぞれの用に供される建物及びその附属設備が同一の敷地内又は隣接する敷地内にあること。ただし、次に掲げる要件を満たす場合であっては、この限りでない。

(1) 子どもに対する教育及び保育の適切な提供が可能であること。

(2) 子どもの移動時の安全が確保されていること。

2 園舎の面積(満3歳に満たない子どもの保育を行う場合においては、その子どもの保育の用に供する保育室、乳児室その他の

施設設備の面積を除く。)は、次の表の左欄に掲げる学級数の区分に応じ、同表の右欄に定める面積以上であること。ただし、既存の幼稚園又は保育所等が幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であって、4本文(満2歳に満たない子どもの保育を行う場合)においては、4本文及び10)の基準を満たすときは、この限りでない。

学級数	面積
1学級	180 平方メートル
2学級以上	320+100×(学級数-2) 平方メートル

3 保育室又は遊戯室を設けること。

4 3の保育室又は遊戯室の面積は、満2歳以上の子ども1人につき1.98平方メートル以上であること。ただし、満3歳以上の子どもについては、既存の幼稚園又は保育所等が幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であって、その園舎の面積(満3歳に満たない子どもの保育を行う場合)においては、その子どもの保育の用に供する保育室、乳児室その他の施設設備の面積を除く。)が2本文の基準を満たすときは、この限りでない。

5 屋外遊戯場を設けること。ただし、幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であって、当該認定こども園の付近にある場所に次に掲げる要件を満たすものを屋外遊戯場に代えることができるときは、この限りでない。

(1) 子どもが安全に利用できる場所であること。

(2) 利用時間を日常的に確保できる場所であること。

(3) 子どもに対する教育及び保育の適切な提供が可能な場所であること。

(4) 6の規定による面積の基準を満たす場所であること。

6 5の屋外遊戯場の面積は、次に掲げる要件を満たすこと。ただし、既存の幼稚園又は保育所等が幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であって、(1)の要件を満たすときは、(2)の要件を満たすことを要せず、また、既存の幼稚園又は保育所等が幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であって、(2)の要件を満たすときは、(1)の要件を満たすことを要しない。

(1) 満2歳以上の子ども1人につき3.3平方メートル以上であること。

(2) 次の表の左欄に掲げる学級数の区分に応じ、同表の右欄に定める面積以上であること。

学級数	面積
2学級以下	330+30×(学級数-1)+3.3×満2歳以上満3歳に満たない子どもの数 平方メートル
3学級以上	400+80×(学級数-3)+3.3×満2歳以上満3歳に満たない子どもの数 平方メートル

7 調理室を設けること。ただし、第3の2に規定する場合においては、調理室を設けないことができる。

8 調理室を設けない場合は、冷蔵庫、加熱器具、流しその他の

加熱、保存等の調理機能を有する適切な設備を設けること。

9 満2歳に満たない子どもの保育を行う場合にあっては、乳児室又はほふく室を設けること。

10 9の乳児室の面積は満2歳に満たない子ども1人につき1.65平方メートル以上、9のほふく室の面積は満2歳に満たない子ども1人につき3.3平方メートル以上であること。

### 第3 食事の提供

1 子どもの発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めるとともに、当該事項に配慮して食事の提供を行うこと。

2 幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であって、当該認定こども園の満3歳以上の子どもに対する食事の提供について当該認定こども園外で調理し搬入する方法により行うときは、次の要件を満たすこと。

(1) 子どもに対する食事の提供の責任が当該認定こども園にあり、その長が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。

(2) 当該認定こども園又は他の施設、保健所、市町村等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。

(3) 調理業務の受託者を、当該認定こども園における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする事。

(4) 子どもの年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養量の給与等、子どもの食事の内容、回数及び時機に適切に対応することができること。

### 第4 教育及び保育

1 幼稚園における教育課程及び保育所における保育計画の双方の性格を併せ持つ教育及び保育に関する全体的な計画を作成すること。

2 1の計画は、幼稚園教育要領(平成10年文部省告示第174号)その他認定こども園において提供すべき保育の内容として知事が別に定めるものに基づくものであり、かつ、短時間利用児及び長時間利用児がいることその他の認定こども園に固有の事情に配慮したものであること。

3 1の計画に基づいて指導計画を作成し、これらの計画に沿った教育及び保育を提供すること。

### 第5 小学校等との連携

子どもの教育及び保育に関する情報を積極的に共有すること等により、小学校等との連携を図ること。

### 第6 職員の資質向上

保育に従事する職員の資質向上のために必要な研修に関する計画を作成し、当該職員に対し、当該計画に沿った研修の機会を確保すること。

### 第7 子育て支援事業の実施

1 地域の子ども及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設する事業を週に1日以上実施すること。

2 認定こども園において、子どもの養育に関する問題につき、その保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他必要な援助を行う事業をすべての開園日に実施すること。

3 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則(平成18年文部科学省・厚生労働省令第3号)第2条第2号から第5号までのいずれかの事業を実施すること。

### 第8 管理運営等

1 保育に欠ける子どもに対する保育時間は、1日につき8時間を原則とし、子どもの保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して認定こども園の長が定めること。

2 開園日数及び開園時間は、保育に欠ける子どもに対する保育を適切に提供できるよう、保護者の就労の状況その他地域の実情に応じて認定こども園の長が定めること。

3 認定こども園において行われる教育及び保育並びに子育て支援事業の概要その他の当該認定こども園に関する情報を、インターネットの利用、印刷物の配布その他適切な方法により開示すること。

4 児童虐待防止の観点から特別の支援を要する家庭、ひとり親家庭等の子ども及び障害のある子ども等特別な配慮が必要な子どもの入園が拒否されることのないよう、入園する子どもの選考を公正に行うとともに、これらの子どもの受入れについて市町村等と連携を図ること。

5 防災体制、防犯体制その他の子どもの健康及び安全を確保する体制を整備すること。

6 事故等が発生した場合の補償を円滑に行うことができるよう、適切な措置を講ずること。

7 教育及び保育の質の向上のため、自己評価、外部評価等を行い、その結果の公表等を行うよう努めること。

こども支援課

長野県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条をここに公布します。

平成18年12月28日

長野県知事 村井 仁

### 長野県条例第64号

長野県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

長野県警察職員の給与に関する条例(昭和29年長野県条例第30号)の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「基き」を「基づき」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前項の特別調整額表に定める給料月額の特例調整額は、同項に規定する職を占める警察職員の属する職務の級における最高の号俸の給料月額の100分の25を超えてはならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(平成23年3月31日までの間における給料の特例調整額に関する経過措置)

2 長野県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年長野県条例第32号)附則第9項から附則第11項までの規定による給料を支給される警察職員のうちその者の受ける給料月額と当該給料の額との合計額が、その者の属する職務の級における



最高の号俸の給料月額を超える警察職員についてのこの条例による改正後の長野県警察職員の給与に関する条例第13条第2項の規定の適用については、平成23年3月31日までの間は、同項中「警察職員の属する職務の級における最高の号俸の給料月額」とあるのは、「警察職員の給料月額と長野県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年長野県条例第32号）附則第9項から附則第11項までの規定による給料の額との合計額」とする。（実施規定）

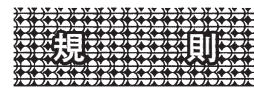
3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

（長野県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

4 長野県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年長野県条例第32号）の一部を次のように改正する。

附則第12項中「（警察職員給与条例第13条第2項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）」を削る。

警務課



事務処理規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成18年12月28日

長野県知事 村井 仁

#### 長野県規則第57号

事務処理規則の一部を改正する規則

事務処理規則（昭和39年長野県規則第5号）の一部を次のように改正する。

別表第2の14の(2)のアの(ウ)中「療養病床の設置及び療養病床の病床数」を「病床の設置並びに病床数及び病床の種別」に改める。

別表第8の1の(3)のオを同カとし、同エを同オとし、同ウを同エとし、同イの次に次の事項を加える。

ウ 認定こども園に関すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第2の14の(2)のアの(ウ)の改正規定は、平成19年1月1日から施行する。

行政改革推進課

勤労者福祉施設規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成18年12月28日

長野県知事 村井 仁

#### 長野県規則第58号

勤労者福祉施設規則の一部を改正する規則

勤労者福祉施設規則（昭和42年長野県規則第9号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「使用等」を「利用」に改め、同条第1項を削り、同条第2項中「長野福祉センター以外の」及び「（以下「指定管理者管理福祉施設」という。）」を削り、同項を同条第1項とし、同条第3項中「指定管理者管理福祉施設」を「福祉施設」に改め、同項を同条第2項とする。

第3条の見出しを「（利用許可書等の交付）」に改め、同条第1項を削り、同条第2項中「指定管理者管理福祉施設」を「福祉施設」に、「前条第3項各号」を「前条第2項各号」に改め、同項を同条とする。

第4条の見出しを「（利用の変更又は取消し）」に改め、同条第1項及び第2項を削り、同条第3項中「指定管理者管理福祉施設」を「福祉施設」に、「前条第2項」を「前条」に改め、同項を同条第1項とし、同条第4項中「指定管理者管理福祉施設」を「福祉施設」に、「前条第2項」を「前条」に改め、同項を同条第2項とする。

第5条を削る。

第6条中「よる使用又は」を「よる」に改め、同条第3号中「使用又は」及び「使用し、又は」を削り、同条第8号中「、知事が定める事項（指定管理者管理福祉施設にあつては、）」を削り、「事項」を「事項」に改め、同条を第5条とする。

第7条中「使用又は」、「、知事（指定管理者管理福祉施設にあつては、）」及び「。以下この条及び次条において同じ。」を削り、「知事の」を「指定管理者の」に改め、同条を第6条とする。